

送付６－５、送付７－８、陳情審査部分抜粋：

令和８年７月９日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 ２、陳情審査。

（１）、継続審査。

送付６－５、百条委員会の設置を求める陳情。送付７－８、千代田区の官製談合事件の真相究明のために、第三者委員会もしくは百条委員会の設置を求める陳情の陳情審査に入りたいと思います。

この２件の陳情は関連するため、一括で審査させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 それでは、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

○牛尾委員 この二つの陳情の内容は、再発防止特別委員会で議論されている内容で、まだ議論が継続されておりますので、この陳情は継続扱いということでしょうか。

○小野委員長 他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、本件２件の陳情につきましては、継続とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 以上で、送付６－５、送付７－８の陳情審査を終了し、日程２の陳情審査を終了いたします。